

地方裁判所長 あて

## 生活保護基準の引き下げについて公正な審理を求める要請書

厚生労働省は、2013年8月から、3年間で、生活保護基準を平均で6.5%、最大10%の引き下げを行いました(670億円)。この引き下げは、生活保護利用者の96%の世帯に及ぶ、前例のないものであり、行政裁量を逸脱した、極めて不当なものです。

第1に、所得階層、第1・十分位(最下層の1割)との比較で、「生活保護基準の方が高い」と削減したことです(90億円)。しかし、この階層は、元々、生活保護基準以下の人達が多数存在すると推測される階層です。保護基準の方が高くなるのは、当然の結果です。

第2に、生活保護基準部会で検討もされなかった「デフレ」を理由とした引き下げです(580億円)。厚労省は、前回見直し(2008年)以降の物価を-4.78%としましたが、2008年と2011年との比較で物価が下がっているのは、ノートパソコン、カメラ、洗濯乾燥機などのいわゆる贅沢品です。逆に、生活保護利用者に身近な食料品や公共料金は値上げになっており、利用者の生活実態からはデフレは感じられません。

第3に、生活保護基準部会での検証の影響を、厚労省が基準部会に相談もなく、独断で半分にしたことです。これにより、本来であれば保護基準を上げるべき世帯まで引き下げられました。

今回の引き下げは、例えば、(夫婦と子1人の世帯・都市部)で17.2万円から15.6万円と1.6万円の減少、(夫婦と子2人の世帯・都市部)で22.2万円から20.2万円と2万円の減少になっています。子どもが多い程、過酷な内容になっています。

わが国の生活保護基準は、ナショナルミニマムとしての役割を持っています。生活保護基準は、最低賃金や就学援助基準、住民税非課税基準、保険料や医療費の減免などの基準のもとになっています。生活保護基準を引き下げるとは、国民全体の生活を引き下げることになります。

貴裁判所におかれましては、このような状況をご勘案頂き、徹底した審理を行い、公正な判断を下されることを強く求めます。

氏 名	住 所

《取扱団体》